

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百一十七号）（第一条関係）

	現 行	改 正 案	(障害年金及び障害一時金の額の自動改定)
第八条第三項の表			第八条の三 改定率が一を上回る場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それと同表の下欄に掲げる字句に読み替へられるものとする。
第八条第一項の表			
四、〇〇六 一〇〇	その額を一〇分の七を乗じて得た額を基準として政令で定める額	四、〇〇六 一〇〇	四、〇〇六 一〇〇
五、九一三 一〇〇	五、九一三、〇〇〇由「第八条の三第一項の改定率（当条の條及び次条において「改定率」）を乗じて得た額を基準として政令で定める額	五、九一三、〇〇〇由「第八条の三第一項の改定率（当条の條及び次条において「改定率」）を乗じて得た額を基準として政令で定める額	五、九一三 一〇〇
四、七六九 一〇〇	四、七六九、〇〇〇由「改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	四、七六九、〇〇〇由「改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	四、七六九 一〇〇
三、九一七 一〇〇	三、九一七、〇〇〇由「改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	三、九一七、〇〇〇由「改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	三、九一七 一〇〇
二、五一四 一〇〇	二、五一四、〇〇〇由「改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額	二、五一四、〇〇〇由「改定率を乗じて得た額	二、五一四 一〇〇

五百	を基準ひとつで政令で定める額
四百三十	「一、〇三〇、〇〇〇円」改定率を乗じて得た額
三百	を基準ひとつで政令で定める額
二、八五三	「一、八五三、〇〇〇円」改定率を乗じて得た額
二、八五三	を基準ひとつで政令で定める額
一、六八六	「一、六八六、〇〇〇円」改定率を乗じて得た額
一、六八六	を基準ひとつで政令で定める額
一、四四九	「一、四四九、〇〇〇円」改定率を乗じて得た額
一、四四九	を基準ひとつで政令で定める額
一、〇八九	「一、〇八九、〇〇〇円」改定率を乗じて得た額
一、〇八九	を基準ひとつで政令で定める額
九六一、〇	九六一、〇〇〇円」改定率を乗じて得た額を基
九六一、〇	準ひとつで政令で定める額
十九万三千	十九万三千円に改定率を乗じて得た額を基
一四四	準ひとつで政令で定める額
一四四	セイナーハイ改定率を乗じて得た額を基準
一四四	で政令で定める額（セイナーハイの項目）を乗じて得た額」
一四四	乗じて得た額」
一四四	セイナーハイ改定率を乗じて得た額を基準
一四四	で政令で定める額（セイナーハイの項目）を配
一四四	りする。」
四	「人あたりの平均の額」「税額ひとつで得た額

「三十万四千円	配偶者がないときの額に一人までのひきの額を 加えた額		
「三万六千円	三万六千円に改定率を乗じて得た額を基準とし て政令で定める額		
「十九万三千一百円」	十九万三千一百円に改定率を乗じて得た額を基 準として政令で定める額	同項	前項
「百円」			
「第八条第三項（前条第 一項及び次 条第五項に おいて準用 する場合を 含む。）」			
「八十七万円」	「八十七万円に改定率を乗じて得た額を基準とし て政令で定める額		
「二十一万円」	「二十一万円に改定率を乗じて得た額を基準とし て政令で定める額	前項	前項
「二項及び次 条第五項に おいて準用 する場合を 含む。」			
「表のとおり」	表の定める額に改定率を乗じて得た額を基準とし て政令で定める額	前項	前項
「百〇四四円」	表の定める額に改定率を乗じて得た額を基準とし て政令で定める額		
「百〇〇四円」	表の額に「〇分の七を乗じて得た額を基準とし て政令で定める額		

の表

四、三三六三	四、三三六三、〇〇〇〇円に改定率を乗じて得た額
四、六三九	支拂済ひつて政令で定める額
四、六三九	四、六三九、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額
五〇〇	支拂済ひつて政令で定める額
三、〇〇一七	三、〇〇一七、五〇〇円に改定率を乗じて得た額
五〇〇	支拂済ひつて政令で定める額
三、〇〇一八	三、〇〇一八、九〇〇円に改定率を乗じて得た額
九〇〇	支拂済ひつて政令で定める額
一、九三八	一、九三八、九〇〇円に改定率を乗じて得た額
七〇〇	支拂済ひつて政令で定める額
一、五七一	一、五七一、一〇〇円に改定率を乗じて得た額
一、〇〇四	支拂済ひつて政令で定める額
一、四一八	一、四一八、一〇〇円に改定率を乗じて得た額
一、〇〇四	支拂済ひつて政令で定める額
一、一六九	一、一六九、ハ〇〇円に改定率を乗じて得た額
一、〇〇四	支拂済ひつて政令で定める額
一、〇〇四	一、〇〇四、一〇〇円に改定率を乗じて得た額
一、〇〇四	支拂済ひつて政令で定める額
一、〇〇四	一、〇〇四、六〇〇円に改定率を乗じて得た額を基 準ひつて改定率を乗じて得た額
一、〇〇四	支拂済ひつて政令で定める額
一、〇〇四	一、〇〇四、〇〇〇円に改定率を乗じて得た額を基 準ひつて改定率を乗じて得た額
前條第三項	表の如きを 支拂済ひつて改定率を乗じて得た額

前項の改定率ヒツヒツ、兼「第19条の規定による改定率」、「第19条から第59条までの規定による改定率」に定むる改定した率スリ。

一 平成十九年度における改定率は、〇・九六七四%。

二 改定率ヒツヒツ、「毎年度、トコモヒツヒツを口に掲げる率」で除して得た率（改定率が「下回るヒツヒツ」、「上回るヒツヒツ」）を算出し。

三 当該年度の国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第117条の規定ある改定率（同法第117条の三又は第117条の五の規定による改定した率の口算%。以下「国民年金改定率」ヒツヒツ。）

四 平成十九年度（この期から第五期までの規定による改定率を除むる上位の改定が行われたヒツヒツ、直近の当該改定が行われた年度）の国民年金改定率。

五 当該年度の前年度における改定率が「下回るヒツヒツ」かび、当該年度の国民年金改定率が國民年金法第117条の五の規定による改定したものである場合に立なる改定率の改定率ヒツヒツ。当該年度の前年度の国民年金改定率を同法第117条の三の規定による改定した率を当該年度の国民年金改定率ヒツヒツとして、前項の規定を適用する。ただし、同項及ぶこの条本文の規定による改定率ヒツヒツが「下回るヒツヒツ」の場合は、この規定不适用。

四 前項ただし書に規定ある改定率ヒツヒツ、「第19条の規定による改定率」、「第19条から第59条までの規定による改定率」に定むる改定率が「下回るヒツヒツ」の場合は、改定率ヒツヒツ、「上回るヒツヒツ」。

五 前項の規定による改定率の名目は、改定率ヒツヒツ。

## 第八条の四 (留)

### 2・3 (留)

4 第八条第一項又は第八条の二第一項の規定にかかるときは、第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害年金の額は、従前の障害年金の額に、前後の障害を併合した障害の程度に応じて第八条第一項を適用して得た額から後年の障害の程度に応じて同額を適用して得た額を算出した額に後に生じた障害年金の支給事由の元による厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を加えた額とする。

### 5 (留)

#### (障害年金の支給及び終期)

第十三条 障害年金の支給は、次の如きに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる月からの始め、権利が消滅した日の属する月に終る。

#### 一・五 (留)

六 第七条第一項若しくは第九項又は第八条の四第一項の規定により支給する障害年金 第十条第一項若しくは第九項又は第八条の四第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において第四条第一項の政令で定める審議会等が開かるる月

#### 七 (留)

### 2 (留)

#### (遺族年金及び遺族給与金の額)

第二十六条 遺族年金の額及び遺族給与金の年額は、遺族のうち、先順位者につ

## 第八条の四 (留)

### 2・3 (留)

4 第八条第一項又は第八条の二第一項の規定にかかるときは、第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害年金の額は、従前の障害年金の額に、前後の障害を併合した障害の程度に応じて第八条第一項を適用して得た額から後年の障害の程度に応じて同額を適用して得た額を算出した額に後に生じた障害年金の支給事由の元による厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を加えた額とする。

### 5 (留)

#### (障害年金の支給及び終期)

第十三条 障害年金の支給は、次の如きに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる月からの始め、権利が消滅した日の属する月に終る。

#### 一・五 (留)

六 第七条第一項若しくは第九項又は第八条の四第一項の規定により支給する障害年金 第十条第一項若しくは第九項又は第八条の四第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において第四条第一項の政令で定める審議会等が開かるる月

#### 七 (留)

### 2 (留)

#### (遺族年金及び遺族給与金の額)

第二十六条 遺族年金の額及び遺族給与金の年額は、遺族のうち、先順位者につ

いでは、一人につき次の名号に定める額、その他の遺族については、一人につき七万一千円とする。

一 先順位者が一人の場合においては、百九十六万六千八百円

二 先順位者が二人以上ある場合においては、百九十六万六千八百円に先順位者のうち一人を除いた者一人につき七万一千円を加えた額を先順位者の数で除して得た額

2~5 (略)

(遺族年金及び遺族給与金の額の特例)

第二十七条 第二十三条第一項第一号から第五号までに掲げる遺族に支給する遺族年金及び同条第一項第一号から第四号までに掲げる遺族に支給する遺族給与金については、前条第一項中「七万一千円」とあるのは「五万六千四百円」と、「百九十六万六千八百円」とあるのは「百九十七万三千五百円」とある。

2 (略)

3 前条第一項の規定にかかわらず、第二十三条第一項第六号から第十一号までに掲げる遺族に支給する遺族年金の額及び同条第一項第五号から第九号までに掲げる遺族に支給する遺族給与金の年額は、前条第一項に規定する先順位者一人につき、次の表の上欄の遺族の区分に応じて、先順位者が一人以上ある場合においてはそれぞれ同表の下欄に定める額とし、先順位者が一人以上ある場合においてはそれぞれその額を先順位者の数で除して得た額とする。

第二十三条第一項第六号若しくは第七号又は同条第一項第五号若しくは第六号に掲げる遺族

五五五万六千円

いでは、一人につき次の名号に定める額、その他の遺族については、一人につき七万一千円とする。

一 先順位者が一人の場合においては、百九十六万一千五百円

二 先順位者が二人以上ある場合においては、百九十六万一千五百円に先順位者のうち一人を除いた者一人につき七万一千円を加えた額を先順位者の数で除して得た額

2~5 (略)

(遺族年金及び遺族給与金の額の特例)

第二十七条 第二十三条第一項第一号から第五号までに掲げる遺族に支給する遺族年金及び同条第一項第一号から第四号までに掲げる遺族に支給する遺族給与金については、前条第一項中「七万一千円」とあるのは「五万六千円」と、「百九十六万一千五百円」とあるのは「百九十七万三千五百円」とある。

2 (略)

3 前条第一項の規定にかかわらず、第二十三条第一項第六号から第十一号までに掲げる遺族に支給する遺族年金の額及び同条第一項第五号から第九号までに掲げる遺族に支給する遺族給与金の年額は、前条第一項に規定する先順位者一人につき、次の表の上欄の遺族の区分に応じて、先順位者が一人の場合においてはそれぞれ同表の下欄に定める額とし、先順位者が一人以上ある場合においてはそれぞれその額を先順位者の数で除して得た額とする。

第二十三条第一項第六号若しくは第七号又は同条第一項第五号若しくは第六号に掲げる遺族

五三三万七千円

二項第七号若しくは第八号に掲げる遺族

二項第七号若しくは第八号に掲げる遺族

第二十三條第一項第十一号又は同条第一項第九号に  
四四四五、〇〇〇円

掲げる遺族

二項第七号若しくは第八号に掲げる遺族

二万一、一五〇円

掲げる遺族

(遺族年金及び遺族給与金の額の自動改定)

第二十七條の二 第八條の二第一項の改定率が「上回り」又は厚生年金加算額等が十五万一千八百円を上回る場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる額を以て、それぞれ同表の下欄に掲げる額を読み替えるものとする。

第一一十六条	セ万一千円	セ万一千円に第二条の二第一項の改定率(以下この項及び次条第三項の表について「改定率」とする。)を乗じて得た額を基準として政令で定める額
第一項各号 列記以外の 部分		
第一項第一 号	百九十六万 六千八百円	百八十一万四千円に改定率を乗じて得た額に第二条の二第一項の厚生年金加算額等(以下の額が十五万一千八百円を下回るときは、十五万一千八百円)を加えた額を基準として政令で定める額
第一項第二 号	百九十六万 六千八百円	前号に定める額

## 前条第一項

## 前条第一項

次条第一項の規定により読み替えられた前条第一項

「百九十六  
万六千八百

同項第「一百八十一万四千円

万六千八百

同項第「一百八十一万四千円

西四十万七百円

五五七、六  
万五千五百円

五五七、六  
万五千五百円

前条第三項  
の表

五百一 万	五百一 万	五百一 万

21 前項の厚生年金加算額等に付する国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二十四号）附則第七十一条第一項の規定による読み替へられてなおその効力を有するものに付された同法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和十九年法律第二百五十五号）第六十一条の「第一項第一項に定める額」（同項に規定する改定率のうち国民年金改定率を乗じて得たものに限るものとする）の額が十五万一千八百円を上回るときは、十五万一千八百円以下の上回る部分の額を勘案して政令で定める額を加えた額とする。

(遺族年金及び遺族給与金の支給の調整)

第三十一条(略)

2(略)

3 前項の場合において、同項に規定する先順位者との遺族年金の額又は遺族給与金の年額は、第二十六条第一項又は第二十七条の規定にかかわらず、次の如きに定める額とする。

1(略)

1 その遺族年金又は遺族給与金が第二十三条第一項第一号から第五号まで又は第一項第一号から第四号までに掲げる遺族たるにより支給するものである場合(第二十七条第一項の規定が適用される場合を除く。)には、第二十七条第一項の規定により算出した額から五万六千円を控除した額

2 その遺族年金又は遺族給与金が第二十三条第一項第一号若しくは第三号又は第一項第一号若しくは第二号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合(第二十七条第一項の規定が適用される場合を除く。)には、第二十七条第一項の規定により算出した額から五万六千円を控除した額

3 その遺族年金又は遺族給与金が第二十三条第一項第一号若しくは第三号又は第一項第一号若しくは第二号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合(第二十七条第一項の規定が適用されるときも、同項の規定により算出した額から、その額の同条第一項の規定により算出した額に対する割合を五万六千円に乘じて得た額を控除した額

4 第八条の三第一項の改定率が一を上回る場合における前項第一号中「一万一千円」ひいては「一七万一千円」の項に「改定率」ひいては「改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」ひいては「同項第一号及び第八条の三第一項の改定率(以下この項に規定する改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)」

(遺族年金及び遺族給与金の支給の調整)

第三十一条(略)

2(略)

3 前項の場合において、同項に規定する先順位者との遺族年金の額又は遺族給与金の年額は、第二十六条第一項又は第二十七条の規定にかかわらず、次の如きに定める額とする。

1(略)

1 その遺族年金又は遺族給与金が第二十三条第一項第一号から第五号まで又は第一項第一号から第四号までに掲げる遺族たるにより支給するものである場合(第二十七条第一項の規定が適用される場合を除く。)には、第二十七条第一項の規定により算出した額から五万六千円を控除した額

2 その遺族年金又は遺族給与金が第二十三条第一項第一号若しくは第三号又は第一項第一号若しくは第二号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合(第二十七条第一項の規定が適用されるときも、同項の規定により算出した額から、その額の同条第一項の規定により算出した額に対する割合を五万六千円に乘じて得た額を控除した額

(障害年金等の支払の調整)

第四十一条の二 障害年金、遺族年金又は遺族給付金（以下「支給」）の権利及び次条に規定する「障害年金等」としては、その停止を停止する事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として障害年金等が支払われたりることは、その支払われた障害年金等は、その後に支払つて障害年金等の内払ひみなす前に支払われる。障害年金等の減額つて改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の翌日以後の分として減額しない額の障害年金等が支払われた場合は、前項の認定の認定障害年金等の認定減額をもつてあつた旨を以てせし、同様に支払。

2 障害年金等を取扱う権利を有する者が死亡したための権利が消滅した上でかかわらず、その死亡の日の属する年の翌日以後の分として認定障害年金等の過誤払が行われた場合において、前項過誤払による返還金に係る債権（以下「返還金債権」としては、その債務の弁済を目的とする返還金債権）の項における「返還金債権」としては、その債務の弁済を目的とする返還金債権の金額と充當する返還金債権の金額を同一のものとする。厚生労働省令で定めるところにより、当該返還金債権があることなく、厚生労働省令で定める返還金債権の金額と充當する返還金債権の金額を同一のものとする。

(受給権調査)

第四十四条 厚生労働大臣は、障害年金等の支給を受けてゐる者について必要があると認めるときは、その身分関係の異動及び障害の状態への他必要な事項についてその者に必要な書類の提出を命ぜることができる。

2 厚生労働大臣は、障害年金等の支給を受けてゐる者について障害の状態を調

(受給権調査)

第四十四条 厚生労働大臣は、障害年金、遺族年金又は遺族給付金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その身分関係の異動及び障害の状態への他必要な事項についてその者に必要な書類の提出を命ぜることができる。

2 厚生労働大臣は、障害年金、遺族年金又は遺族給付金の支給を受けている者

査するため必要があるといふ場合は、その都度医師の診断を受けておいたりと  
を命ぜられなければならない。

- ③ 厚生労働大臣は、正当の理由がない、第一項に規定する書類を提出せば、又  
は前項の診断を受けない者に対しては、障害年金等の支給を一時差し止めら  
じができる。

について障害の状態を調査するため必要があるといふ場合は、その都度医師  
の診断を受けておかなければならぬことである。

- ③ 厚生労働大臣は、正当の理由がない、第一項に規定する書類を提出せば、又  
は前項の診断を受けない者に対しては、障害年金、遺族年金又は遺族給付金の  
支給を一時差し止めらじができる。

○ 戰傷病者戰沒者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十一号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>18 軍人又は軍人であつた者の遺族たるじよの遺族年金を受ける権利を有する者で、他に同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有する者があるものについては、当該公務扶助料が支給される期間、その者に支給する遺族年金の額は、七万一千円（戦傷病者戰沒者遺族等援護法第一一十四条第一項に規定する配偶者にあつては、十九万三千一千円）とする。ただし、同法第八条の三第一項の改定率が「を上回る場合における」に代りの額に代わる同項の改定率を乗じて徴収額を算出し政令で定める額と同様。</p>	<p>18 軍人又は軍人であつた者の遺族たるじよの遺族年金を受ける権利を有する者で、他に同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有する者があるものについては、当該公務扶助料が支給される期間、その者に支給する遺族年金の額は、七万一千円（戦傷病者戰沒者遺族等援護法第一一十四条第一項に規定する配偶者にあつては、十九万三千一千円）とする。</p>

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）（第三条関係）

改 正 案

附 則

（遺族年金の支給の特例）

第八条（略）

2・3（略）

4 第一項の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に支給する遺族年金の額は、他に同一の事由による公務扶助料が支給される期間、七万一千円（遺族援護法第二十三条第一項第一号に掲げる遺族に支給するものであるときは、五万六千円）とする。ただし、遺族援護法第八条の二第一項の改定率が一を上回る場合は、この額に改定率を乗じて得た額を基準として政府で決定する額とする。

現 行

附 則

（遺族年金の支給の特例）

第八条（略）

2・3（略）

4 第一項の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に支給する遺族年金の額は、他に同一の事由による公務扶助料が支給される期間、七万一千円（遺族援護法第二十三条第一項第一号に掲げる遺族に支給するものであるときは、五万六千円）とする。